別表第１

事故等に基づく措置基準

措　　置　　要　　件	期　　間
（虚偽記載） １　市の発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から１月以上６月以内
（過失による粗雑工事） ２　契約担当者と締結した契約に係る建設工事請負等（以下この表において「発注工事等」という。）の履行に当たり、過失により建設工事請負等を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から１月以上６月以内
３　愛知県内における建設工事請負等で前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事等」という。）の履行に当たり、過失により建設工事請負等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から１月以上３月以内
（契約違反） ４　第１号に掲げる場合のほか、発注工事等の履行に当たり、契約に違反し、建設工事請負等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から２週間以上４月以内

（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）	
5　発注工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 死亡事故 ４月以上１２月以内 負傷者 ２月以上６月以内 損害 ２月以上３月以内
6　一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から １月以上３月以内
（安全管理措置の不適切により生じた建設工事請負等関係者事故）	
7　発注工事等の履行に当たり、安全管理の措置不適切であったため、建設工事請負等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 死亡事故 ３月以上４月以内 負傷者 ２週以上２月以内
8　一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、建設工事請負等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から ２週間以上２月以内

別表第２

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措　　　置　　　要　　　件	期　　間
（贈賄） １　豊川市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	 逮捕又は公訴を知った日から　１２月
２　愛知県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から　６月
３　愛知県以外の東海３県において、他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から １月以上３月以内
（独占禁止法違反行為） ４　イ、ロ又はハに示す区分ごとの業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。）第３条又は第８条第１号に違反し、建設工事請負等の契約の相手として不適当であると認められるとき（第６号に掲げる場合を除く。）。	 当該認定をした日から
イ　豊川市との契約	１２月
ロ　県内の他の公共団体との契約	６月
ハ　愛知県以外の東海３県における公共団体との契約	３月

（談合又は競売入札妨害） ５　イ、ロ又はハに示す区分ごとに、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第６号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から
イ　豊川市との契約	１２月
ロ　県内の他の公共団体との契約	６月
ハ　愛知県以外の東海３県における公共団体との契約	３月
（建設業法違反行為） ６　イ又はロに示す区分ごとに、建設業法（昭和２４年法律第１００号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
イ　本市との契約	逮捕・公訴に係る ９月 行政処分 ２月以上６月以内
ロ　県内他団体等との契約	逮捕・公訴に係る ２月以上６月以内 行政処分 １月以上３月以内

（不正又は不誠実な行為） 7　愛知県内において、別表第１及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事請負等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から １月以上９月以内
8　愛知県内において、別表第１及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治４０年法律第４５号）の規定による罰金刑を宣告され、建設工事請負等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から １月以上９月以内
（不当要求行為等） 9　豊川市不当要求行為等の対策に関する要綱第２条に規定する不当要求行為等を行ったと認められるとき。	１月以上９月以内
１０　次の⑴から⑼のいずれかに該当するもので契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
⑴　有資格業者の役員等が、集団的に又は常習的に暴力的不当行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。	１２月
⑵　有資格業者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。	１２月
⑶　有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して直接又は間接を問わず資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維	６月以上１２月以内

持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。	
⑷　有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められるとき。	６月以上１２月以内
⑸　有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	３月以上１２月以内
⑹　有資格業者の役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。	６月以上１２月以内
⑺　資格者である個人又は資格者の役員若しくはその使用人が、業務に関し、暴力行為を行ったと認められるとき。	１月以上１２月以内
⑻　有資格業者が、市の発注する工事の契約を履行するにあたり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と下請契約を締結したとき。	３月以上６月以内
⑼　有資格業者が、市の発注する工事の契約を履行するにあたり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる資材会社等から資財、原材料等を購入したり、産業廃棄物処理施設を使用したとき。	３月以上６月以内
（その他重大な事案）	
１１　別表第１及び前各号に掲げる場合のほか、重大な事案が発生し、当該有資格業者が工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	豊川市入札等審査委員会で決定